

岡山港福島・高島地区港湾施設指定管理者業務仕様書

1 管理に関する基本的考え方

(1) 岡山港における岡山県の管理に属する港湾施設のうち次に掲げる施設（以下「指定管理施設」という。）の設置目的に基づいて、適切な管理を行うこと。

① 指定管理施設の所在地

ア 福島地区（岡山市南区築港元町地内をいう。以下同じ。）

イ 高島地区（岡山市中区新築港地内をいう。以下同じ。）

② 指定管理施設の名称及び数量等

ア 福島地区における施設

番号	施設の名称	施設の種別	数 量
1	福島(-)4.0m物揚場	物揚場（係留施設）	延長 360.4m
2	福島(-)5.5m岸壁	岸壁（係留施設）	延長 90.0m
3	福島(-)6.0m岸壁	岸壁（係留施設）	延長 135.0m
4	福島(-)5.5m耐震岸壁	岸壁（係留施設）	延長 139.0m
5	福島A棟	上屋（荷さばき施設）	総床面積 1,200㎡
6	福島B棟	上屋（荷さばき施設）	総床面積 1,000㎡
7	福島C棟	上屋（荷さばき施設）	総床面積 1,000㎡
8	福島1号地	野積場（保管施設）	面積 1,560.985㎡
9	福島2号地	野積場（保管施設）	面積 2,653.690㎡
10	福島3号地	野積場（保管施設）	面積 1,782.805㎡
11	福島4号地	野積場（保管施設）	面積 1,207.842㎡
12	福島5号地	野積場（保管施設）	面積 2,554.512㎡
13	福島5号地	港湾施設用地（臨港交通施設）	面積 1,012.50㎡
14	福島6号地	野積場（保管施設）	面積 2,549.939㎡
15	福島6号地	港湾施設用地	面積 1,650.00㎡
16	福島7号地	野積場（保管施設）	面積 3,607.219㎡
17	福島7号地	港湾施設用地	面積 2,100.00㎡
18	福島耐震背後1号地	野積場（保管施設）	面積 1,779.14㎡
19	福島耐震背後2号地	野積場（保管施設）	面積 1,398.79㎡
20	福島耐震背後3号地	野積場（保管施設）	面積 1,655.30㎡
21	福島給水	給水施設（船舶役務用施設）	1栓（給水口4箇所）
22	オイルフェンス格納庫	港湾管理用資材倉庫（港湾管理施設）	面積 60㎡
23	福島臨港2-1号線	道路（臨港交通施設）	延長 64m
24	福島臨港2-2号線	道路（臨港交通施設）	延長 64m

25	福島臨港3号線	道路（臨港交通施設）	延長 64m
26	1から25までの施設の の附帯施設	野積場の通路部分、上屋の敷地、福島(-)5.5m耐震岸壁の高 圧受電設備を含む。	

イ 高島地区における施設

番号	施設の名称	施設の種別	数 量
1	高島(-)4.0m物揚場	物揚場（係留施設）	延長 1,520m
2	高島(-)5.5m岸壁	岸壁（係留施設）	延長 470.0m
3	高島(-)7.5m岸壁A	岸壁（係留施設）	延長 260m(A, Bの合計)
4	高島(-)7.5m岸壁B	岸壁（係留施設）	
5	高島浮棧橋	浮棧橋（係留施設）	延長 25m×2面(1基)
6	高島1号上屋	上屋（荷さばき施設）	総床面積 2,241.638㎡
7	高島2号上屋	上屋（荷さばき施設）	総床面積 2,250㎡
8	高島1号地	野積場（保管施設）	面積 4,688.207㎡
9	高島2号地	野積場（保管施設）	面積 3,215.143㎡
10	高島3号地	野積場（保管施設）	面積 2,701.603㎡
11	高島4号地	野積場（保管施設）	面積 2,713.456㎡
12	高島5号地	野積場（保管施設）	面積 4,739.658㎡
13	高島6号地	野積場（保管施設）	面積 1,054.727㎡
14	高島7号地	野積場（保管施設）	面積 1,803.213㎡
15	高島8号地	野積場（保管施設）	面積 2,188.178㎡
16	高島9号地	野積場（保管施設）	面積 2,183.414㎡
17	高島10号地	野積場（保管施設）	面積 1,801.546㎡
18	高島11-1号地	野積場（保管施設）	面積 2,907.064㎡
19	高島11-2号地	野積場（保管施設）	面積 1,320.282㎡
20	高島11-3号地	野積場（保管施設）	面積 1,802.626㎡
21	高島12号地	野積場（保管施設）	面積 2,943.642㎡
22	高島13号地	野積場（保管施設）	面積 4,556.467㎡
23	高島14号地	野積場（保管施設）	面積 3,494.135㎡
24	高島15号地	野積場（保管施設）	面積 4,496.429㎡
25	高島16号地	野積場（保管施設）	面積 2,896.681㎡
26	高島17号地	野積場（保管施設）	面積 5,733.879㎡
27	高島18号地	野積場（保管施設）	面積 751.215㎡
28	高島18号地	港湾施設用地	面積 1,560.360㎡
29	高島18-1号地	野積場（保管施設）	面積 1,984.304㎡

3 0	高島19号地	野積場（保管施設）	面積 1,776.923m ²
3 1	高島20号地	野積場（保管施設）	面積 2,696.228m ²
3 2	高島21号地	港湾施設用地（船舶役務用施設）	面積 1,862.336m ²
3 3	高島22号地	野積場（保管施設）	面積 1,828.711m ²
3 4	高島23号地	野積場（保管施設）	面積 4,625.615m ²
3 5	高島給水	給水施設（船舶役務用施設）	1 栓（給水口 1 箇所） 所在地 新築港 6 番 1
3 6	高島給水	給水施設（船舶役務用施設）	2 栓（給水口 1 箇所） 所在地 新築港 9 番 1
3 7	高島臨港 3 号線	道路（臨港交通施設）	延長 189.4m
3 8	高島臨港 4 号線	道路（臨港交通施設）	延長 359.4m
3 9	高島臨港 5 号線	道路（臨港交通施設）	延長 359.4m
4 0	高島臨港 1 3 号線	道路（臨港交通施設）	延長 34.3m
4 1	高島臨港 1 4 号線	道路（臨港交通施設）	延長 34.4m
4 2	高島臨港 1 5 号線	道路（臨港交通施設）	延長 34.4m
4 3	高島臨港 1 6 号線	道路（臨港交通施設）	延長 39.7m
4 4	高島臨港 1 7 号線	道路（臨港交通施設）	延長 34.3m
4 5	高島臨港 1 8 号線	道路（臨港交通施設）	延長 31.9m
4 6	高島臨港 1 9 号線	道路（臨港交通施設）	延長 32.2m
4 7	高島臨港 2 0 号線	道路（臨港交通施設）	延長 32.1m
4 8	高島臨港 2 1 号線	道路（臨港交通施設）	延長 32.0m
4 9	高島臨港 2 2 号線	道路（臨港交通施設）	延長 34.2m
5 0	高島臨港 2 3 号線	道路（臨港交通施設）	延長 34.2m
5 1	高島臨港 2 4 号線	道路（臨港交通施設）	延長 34.2m
5 2	高島臨港 2 5 号線	道路（臨港交通施設）	延長 34.2m
5 3	高島臨港 2 6 号線	道路（臨港交通施設）	延長 52.9m
5 4	高島臨港 2 7 号線	道路（臨港交通施設）	延長 52.9m
5 5	高島臨港 2 8 号線	道路（臨港交通施設）	延長 52.9m
5 6	高島臨港 2 9 号線	道路（臨港交通施設）	延長 41.0m
5 7	高島臨港 3 0 号線	道路（臨港交通施設）	延長 40.5m
5 8	高島臨港 3 1 号線	道路（臨港交通施設）	延長 40.0m
5 9	高島臨港 3 2 号線	道路（臨港交通施設）	延長 34.2m
6 0	高島臨港 3 3 号線	道路（臨港交通施設）	延長 39.2m
6 1	高島臨港 3 4 号線	道路（臨港交通施設）	延長 39.4m
6 2	高島 1 号緑地	緑地（港湾環境整備施設）	面積 2,308m ²

6 3	高島2号緑地 (ソフトボール球場含む。)	緑地 (港湾環境整備施設)	面積 13,211㎡
6 4	高島3号緑地	緑地 (港湾環境整備施設)	面積 1,341㎡
6 5	高島4号緑地	緑地 (港湾環境整備施設)	面積 4,515㎡
6 6	高島5号緑地	緑地 (港湾環境整備施設)	面積 3,943㎡
6 7	高島6号緑地	緑地 (港湾環境整備施設)	面積 1,857㎡
6 8	高島7号緑地	緑地 (港湾環境整備施設)	面積 6,347㎡
6 9	高島8号緑地	緑地 (港湾環境整備施設)	面積 168㎡
7 0	1から69までの施設の 附帯施設	上屋の敷地、高島18-1号地の設備一式 (照明灯、障壁 (フェンス)、扉 (出入口ゲート) 等) を含む。	

(2) 岡山県港湾施設管理及び利用条例 (昭和27年岡山県条例第21号。以下「管理条例」という。) 第5条第1項第11号の規定により知事が制限区域を定めた場合、制限区域内の港湾施設の管理においては、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律 (平成16年法律第31号。以下「港湾保安法」という。) に基づく埠頭指標対応措置として制限区域を設けた趣旨から、関係法令及び関係規程に従って適切な措置を講じること。

(3) 不正使用の予防及び発見について、適切な措置を講じること。

(4) 岡山県、他の公共機関及び関係団体等との連携を図った運営が行われるものであること。

(5) 指定管理施設の平等利用を確保することができるよう、特定の団体や個人に有利又は不利になる運営を行わないこと。

(6) 指定管理施設の効率的運営を行い、効用を最大限に発揮させるとともに、管理に係る経費の縮減を図ること。

(7) 管理を行う上で知り得た利用者の個人情報の保護及び防犯、防災その他緊急時の対策について、適切な措置を講ずること。

(8) 指定管理者の業務に関する各種のトラブルには、迅速かつ適切に、責任をもって対処すること。

(9) 地方自治法 (昭和22年法律第67号)、労働法令、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号)、港湾法 (昭和25年法律第218号)、港湾保安法及びこれらの法律に基づく政省令、管理条例、岡山県行政手続条例 (平成7年岡山県条例第30号)、個人情報の保護に関する法律施行条例 (令和4年岡山県条例第50号)、岡山県港湾施設管理及び利用条例施行規則 (昭和27年岡山県規則第27号。以下「管理条例施行規則」という。)、指定管理者の指定の申請等に関する規則 (平成17年岡山県規則第134号)、岡山県行政手続条例施行規則 (平成8年岡山県規則第19号)、個人情報の保護に関する法律施行細則 (令和5年岡山県規則第9号)、許認可事務等標準処理期間要綱 (昭和52年岡山県告示第333号。以下「要綱」という。) 等を遵守すること。

2 施設の利用時間及び指定管理者の執務時間

(1) 施設の利用時間

施設の利用時間には、次に掲げる施設を除き、制限を設けない。ただし、岡山県が必要と認めた施設については、利用時間に制限を設けることがある。

・管理条例第5条第1項第11号の規定により知事が定めた制限区域内の港湾施設

(2) 指定管理者の執務時間

この業務仕様書に基づく業務を実施するための指定管理者の執務時間は、岡山県の執務時間を定める規則（平成元年岡山県規則第41号）に定める岡山県の執務時間を準用するものとする。ただし、執務時間を延長することは妨げない。

3 指定管理者の指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間（予定）

4 指定管理者が行う業務内容

(1) 管理条例第5条第1項ただし書の規定による行為の許可（同項第3号及び第10号に係るものを除く。）

① 当該事務の対象となる行為

指定管理施設における管理条例第5条第1項第1号、第2号、第6号及び第7号に掲げられた行為

② 審査の基準

岡山県行政手続条例第5条第1項の規定により、行政庁が定める審査基準として別紙「審査基準No.1、No.2、No.4及びNo.5」の基準を定めるものとする。当該審査基準は、事務に当たる指定管理者の事務所に備え置き、これを公にすることとする。

また、野積場については、別紙「岡山港福島・高島地区野積場の使用に係る処理要領」により利用調整を行うこと。

③ 申請等の手続の方法

岡山県が別途指示する。

処分を行おうとする際には、事前に岡山県と協議することとする。

④ 処分の方法

要綱に定められた、当該事務に関する標準処理期間は30日である。

許可書の書式等は、岡山県が別途指示する。

(2) 管理条例第6条の規定による同条例第5条第1項ただし書の許可の取消し及び指定管理施設の使用の禁止等の命令

① 当該事務の対象となる施設

指定管理施設

② 審査の基準

岡山県行政手続条例第12条第1項の規定により、行政庁が定める不利益処分基準として別紙「不利益処分基準No.1」の基準を定めるものとする。当該不利益処分基準は、事務に当たる指定管理者の事務所に備え置き、これを公にすることとする。

③ 申請等の手続の方法

処分を行おうとする際には、事前に岡山県と協議することとする。

④ 処分の方法

通知書の書式等は、岡山県が別途指示する。

(3) 管理条例第7条第1項の規定による占用の許可及びその目的、方法、面積、期間又は工作物の変更の許可

① 当該事務の対象となる施設

指定管理施設

② 審査の基準

岡山県行政手続条例第5条第1項の規定により、行政庁が定める審査基準として別紙「審査基準No. 7」の基準を定めるものとする。当該審査基準は、事務に当たる指定管理者の事務所に備え置き、これを公にすることとする。

③ 申請等の手続の方法

管理条例施行規則に定められた手続によるものとする。

申請がなされた際に岡山県と協議を行い、岡山県の承諾を得るものとする。ただし、占用継続許可の場合は、岡山県の承諾は不要とする。

④ 処分の方法

要綱に定められた、当該事務に関する標準処理期間は30日である。

許可書の書式等は、岡山県が別途指示する。

(4) 管理条例第7条第2項の規定による使用の許可及び使用期間伸長の許可

① 当該事務の対象となる施設

指定管理施設のうち管理条例第7条第2項の規定により知事が指定した施設

② 審査の基準

岡山県行政手続条例第5条第1項の規定により、行政庁が定める審査基準として別紙「審査基準No. 8、No. 10、No. 11及びNo. 12」の基準を定めるものとする。当該審査基準は、事務に当たる指定管理者の事務所に備え置き、これを公にすることとする。

岡山港福島・高島地区野積場の使用に係る処理要領を別に示すので、これに基づいて適正な使用許可を行うこと。

③ 申請等の手続の方法

管理条例施行規則に定められた手続によるものとする。

不許可処分を行おうとする際には、事前に岡山県と協議することとする。

④ 処分の方法

要綱に定められた、当該事務に関する標準処理期間は7日である。

許可書の書式等は、岡山県が別途指示する。

(5) 管理条例第9条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）の徴収

① 当該事務の対象となる施設

管理条例第7条の規定により占用許可又は使用許可を行った指定管理施設

② 利用料金の基準

管理条例第9条第2項の規定により、管理条例に定める基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が知事の承認を受けて定める額を利用料金として徴収する。

③ 手続の方法

管理条例施行規則に定められた手続によるものとする。

徴収した利用料金は、指定管理者の収入とする。

④ その他

- ・利用料金の納付義務を怠った者に対して、滞納処分（強制徴収）を行うことはできない。
- ・利用料金の徴収に際し、振込手数料を負担するなど利用者への配慮を検討すること。

(6) 管理条例第10条の規定による利用料金の減免

① 当該事務の対象となる施設

管理条例第7条の規定により占用許可又は使用許可を行った指定管理施設

- ② 事務処理の基準
管理条例第10条の規定による。
 - ③ 手続の方法
知事の承認を受けて定める減免基準に基づく手続きによるものとする。
- (7) 管理条例第12条ただし書の規定による占用の許可の権利の譲渡等の許可
- ① 当該事務の対象となる施設
管理条例第7条第1項の規定により占用許可を行った施設
 - ② 審査の基準
岡山県行政手続条例第5条第1項の規定により、行政庁が定める審査基準として別紙「審査基準No.15」の基準を定めるものとする。当該審査基準は、事務に当たる指定管理者の事務所に備え置き、これを公にすることとする。
 - ③ 申請等の手続の方法
処分を行おうとする際には、事前に岡山県と協議することとする。
 - ④ 処分の方法
要綱に定められた、当該事務に関する標準処理期間は30日である。
許可書の書式等は、岡山県が別途指示する。
- (8) 管理条例第13条の規定による占用又は使用の許可の取消し及び占用又は使用の許可条件の変更等
- ① 当該事務の対象となる施設
管理条例第7条の規定により占用許可又は使用許可を行った施設
 - ② 審査の基準
岡山県行政手続条例第12条第1項の規定により、行政庁が定める不利益処分基準として別紙「不利益処分基準No.2」の基準を定めるものとする。当該不利益処分基準は、事務に当たる指定管理者の事務所に備え置き、これを公にすることとする。
 - ③ 申請等の手続の方法
処分を行おうとする際には、事前に岡山県と協議することとする。
 - ④ 処分の方法
通知書の書式等は、岡山県が別途指示する。
- (9) 管理条例第14条ただし書の規定による原状回復の免除
- ① 当該事務の対象となる施設
管理条例第7条第1項の規定により占用許可を行った施設
 - ② 審査の基準
岡山県行政手続条例第5条第1項の規定により、行政庁が定める審査基準として別紙「審査基準No.16」の基準を定めるものとする。当該審査基準は、事務に当たる指定管理者の事務所に備え置き、これを公にすることとする。
 - ③ 申請等の手続の方法
処分を行おうとする際には、事前に岡山県と協議することとする。
 - ④ 処分の方法
要綱に定められた、当該事務に関する標準処理期間は30日である。
通知書の書式等は、岡山県が別途指示する。
- (10) 管理条例第15条ただし書の規定による利用料金の還付
- ① 当該事務の対象となる利用料金

既納の利用料金

② 審査の基準

管理条例第15条ただし書の規定による。

③ 手続の方法

処分を行おうとする際には、事前に岡山県と協議することとする。

(11) 指定管理施設の維持管理に関する業務（詳細は別表 1 のとおり）

① 県営上屋消防用設備保守点検等

② 指定管理施設の点検・清掃・修繕等

③ 指定管理施設の不法使用の監視等

④ 水道料金・電気料金の支払い

⑤ 知事が制限区域を定めた場合の港湾保安法に基づく埠頭保安管理者の業務

⑥ 指定管理施設における災害等に対する緊急対応

⑦ オイルフェンス格納庫（福島地区のものに限る。）の管理

⑧ 緑地（「62 高島 1 号緑地」から「69 高島 8 号緑地」までに限る。）の管理

(12) (11)に掲げるもののほか指定管理施設の運営に関する業務

① 給水施設の利用調整

福島地区及び高島地区の給水施設の利用調整を行う。

② 指定管理施設の鍵の管理

③ 指定管理施設に関する港湾統計のとりまとめ（統計法（平成19年法律第53号）第 2 条の規定による港湾調査に係る港湾調査規則（昭和26年運輸省令第13号）第11条の統計調査員の事務）

(13) 利用者アンケート調査の実施

利用者の意向を把握し、管理業務に反映させるため、年 1 回以上実施することとする。

(14) 留意事項

① 指定管理施設の目的外又は用途外の利用の許可権については、岡山県に留保されているので、これらの許可をしてはならない。

② 福島地区の「4 福島(-)5.5m耐震岸壁」及び「18 福島耐震背後 1 号地」から「20 福島耐震背後 3 号地」までについて、緊急時には防災拠点として使用することになるので、上記(3)及び(4)の許可を行う際は、緊急時には許可を取り消す旨の条件を付すものとする。

5 管理運営費の負担及び岡山県への納入額等

(1) 指定管理者が行う管理運営業務に要する経費については、指定管理施設に係る利用料金収入を充てることとし、指定管理者が負担するものとする。

なお、利用者が給水・給電施設を使用する場合は、水道料金及び電気料金相当額を実費徴収することができる。

(2) 消耗品（電球等）の交換及び 1 件 55 万円までであって年総額 330 万円までの施設の修繕並びに消防用設備等の法定点検については、指定管理者の負担とする。その他の修繕や大規模改修については、原則として岡山県が負担するが、修繕や大規模改修の必要性を認識した時点で岡山県に対し報告・協議を行うこととする。

(3) 岡山県への納入額

① 基準納入額

基準納入額は次のとおりとし、会計年度ごとに岡山県へ納入するものとする。

- ・基準納入額 132,000,000円（消費税及び地方消費税の額12,000,000円を含む。）（収入基準額 189,666千円と支出基準額 57,602千円の差額に基づき岡山県が定めた額）
- ・消費税率及び地方消費税率に変更があった場合は、120,000,000円に変更後の消費税及び地方消費税の額を加えた額とする。

次のようなやむを得ない特別な理由があると知事が認める場合を除き、原則として基準納入額は変更しない。

- ・大規模な事故、甚大な自然災害、社会情勢の大幅な変化等に対応する必要があるとき。
- ・岡山県の施策として当該施設に係る業務の変更又は新たな業務の実施の必要があるとき。

② 予定剰余金追加納入額

申請時に提出する収支予算書（令和8年度から令和12年度の年度毎）の収入と支出の差額（予定剰余金）のうち、基準納入額を上回る額の2分の1の額（予定剰余金追加納入額）を会計年度ごとに岡山県へ納入するものとする。

③ 決算剰余金追加納入額

毎会計年度終了後、利用料金等の収入額から管理運営費等の支出額を控除した額（決算剰余金）が予定剰余金又は基準納入額のいずれか高い額を上回る場合には、その上回る額の2分の1の額（決算剰余金追加納入額）を岡山県へ納入するものとする。

④ 課税の取り扱い

- ・基準納入額及び予定剰余金追加納入額は、消費税及び地方消費税との関係において、指定管理施設を維持管理し、使用等の許可をし、その利用料金を収入させる対価であり、課税取引とする。
- ・決算剰余金追加納入額は、上記の対価に当たらず、不課税とする。

⑤ 納入額、納入方法及び納入時期

①及び②の合算額並びに①から③までに係る納入方法及び納入時期については、年度ごとに年度協定で定める。

⑥ その他

決算剰余金が予定剰余金を下回った場合においても、基準納入額及び予定剰余金追加納入額は、原則として変更しない。

- (4) 次のとおり、賃金及び物価に関する指標の変動を岡山県への納入金又は指定管理料に毎年度反映（賃金・物価スライド）させることとし、その旨を包括協定において規定する。

【包括協定における賃金・物価スライドの規定内容】

リスク分担を定める条項の規定にかかわらず、次に掲げる場合において、県又は指定管理者の申出（申出期限：各年度の11月●日）があったときは、別紙「包括協定における賃金・物価スライドの規定内容」の算定方法によって算定した額により、納入金を変更し、又は指定管理料を支払うものとする。

- ① 100に、令和7年度から各年度までにおけるそれぞれの月例給改定率（岡山県人事委員会が年度ごとに示す職員の給与等に関する報告及び勧告の概要（これに相当するものを含む。）における月例給の改定率をいう。）に1を加えた数を乗じて算定した数値（小数点以下第2位を四捨五入）が100以外るとき
- ② 令和6年度の消費者物価指数（総務省において作成する消費者物価指数のうち岡山市のもの（基準品目は総合に限る。）をいう。）を100とした場合の、各年度の前年度の10月から各年度の9月までの1年間の平均値（小数点以下第2位を四捨五入）が97未満のとき又

は103を超えるとき

6 事業報告

指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、岡山県に提出すること。

- ① 管理体制の状況
- ② 利用等の許可及び不利益処分状況
- ③ 維持管理の業務の実施状況
- ④ 利用料金の収入及び減免の状況
- ⑤ 管理に係る収支の状況
- ⑥ その他の業務の実施状況
- ⑦ その他管理に関し岡山県が必要と認める事項

7 協議

指定管理者は、本業務仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務を行う上で疑義が生じた場合は岡山県と協議すること。

8 その他留意事項

- (1) 本業務の実施に係る賠償責任の発生に備え、施設賠償責任保険（対人：1名につき1億円、1事故につき5億円を限度とするもの、対物：1事故につき1千万円を限度とするもの）に加入すること。なお、保険の加入については、特約条項の附帯などにより、当該保険の被保険者の範囲に岡山県が含まれていることを条件とする。
- (2) 指定管理者自らに対する使用許可等の処分を行ってはならない。
- (3) 指定管理施設の管理に係る規程、要綱等を作成する場合は、岡山県と協議すること。
- (4) 業務に当たって必要な消耗品、用具等は、指定管理者において用意すること。
- (5) 職員の勤務形態等
 - ① 業務を実施する事務所内には、少なくとも常時1名の職員が勤務するようにするほか、職員の勤務形態は、労働法令を遵守し、指定管理施設の管理運営に支障がないように定めること。
 - ② 職員に対して必要な研修を実施すること。
- (6) 岡山県クール・エコ・オフィス・プランに沿った環境負荷低減の取り組み
岡山県環境マネジメントマニュアルに即して、温室効果ガス排出量の把握を行うとともに、岡山県の目標を参考に、可能な限り削減に取り組むこと。
- (7) その他
 - ① 個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、職員に個人情報の保護について周知・徹底を図ること。
 - ② 緊急時対策、防犯・防災対策に関するマニュアルを作成し、職員に指導を行うこと。
 - ③ 本業務の実施に伴って必要となる関係官署との連絡を密に行うとともに、必要に応じて連絡調整のための会議等に参加すること。

【別表 1】

指定管理施設の維持管理に関する業務（詳細）

項 目	内 容
① 県営上屋 消防用設備 保守点検等	指定管理施設のうち、上屋（計 5 棟）について、次の業務を行う。 ア 消防用設備の点検 自動火災報知設備、消火器具及び屋外消火設備の消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条の 3 の 3 による点検業務を、所定の資格を有する者が行うこと。 イ 防火管理者の選任 上記上屋の防火管理者として、指定管理者の職員を選任し、防火管理者としての業務を行う。
② 指定管理 施設の点検 ・清掃・修 繕等	指定管理施設の各施設について 7 日に 1 回、目視により別表 2 の点検項目に沿って点検業務を行う。 点検の結果は、毎月 1 回文書により岡山県に報告する。ただし、異常を発見した場合は、岡山県へ直ちに報告すること。 また、指定管理施設の清掃・除草を適宜行うとともに、必要に応じて修繕を行う。
③ 指定管理 施設の不法 使用の監視 等	指定管理施設のうち、使用に当たって許可を必要とする施設（係留施設、野積場及び上屋）について、許可を受けない使用、許可条件に反した使用、施設の損傷等、不適切な使用がないか、1 日に 2 回巡回監視を行い、不適切な使用があった場合所要の措置を行う。
④ 水道料金 ・電気料金 の支払い	指定管理施設の附帯施設・附帯設備の電気料金・水道料金を支払う。 なお、利用者が給水・給電施設を使用する場合は、水道料金及び電気料金相当額を実費徴収することができる。
⑤ 知事が制 限区域を定 めた場合の 港湾保安法 に基づく埠 頭保安管理 者の業務	指定管理施設のうち、港湾保安法に基づく保安措置を実施する施設について、次の業務を行う。 ア 港湾保安法の定める資格を有する者から、埠頭保安管理者を選任する。 イ 岡山県と協議のうえ、埠頭保安規程を作成する。 ウ 港湾保安法及び埠頭保安規程等に基づき、指標対応措置（岡山県等、他の者が実施することとされる部分を除く。）を実施する。 エ 埠頭保安規程に基づく埠頭訓練を実施する。 オ 知事が定めた制限区域について、埠頭保安規程に基づく所要の警備を行う。なお、監視機器については、既存の岡山県所有の機器を使用することができる。
⑥ 指定管理 施設におけ る災害等に 対する緊急 対応	指定管理施設において、高潮等の被害が予測される場合、次の業務を実施する。 ア 施設利用者に対する連絡及び自衛措置の要請 イ 必要に応じて、土嚢等による応急措置の実施 ウ 岡山県の連絡に対応できるよう、緊急連絡先の確保
⑦ オイルフ ェンス格納 庫の管理	指定管理施設のうち、オイルフェンス格納庫について次の業務を実施する。 ア 緊急時の扉の開閉及び収納品の搬入搬出時の立会い イ 収納品のチェック
⑧ 緑地の管 理	指定管理施設のうち、緑地について次の業務を実施する。 ア 除草、清掃 イ 害虫防除 ウ 樹木剪定

【別表2】

指定管理施設の点検等について

区 分	点 検 項 目	点検周期
岸壁・物揚場	舗装の不陸状況 損傷の有無 附帯施設の状況(防げん材、車止め、係船柱、非常用はしご、照明等)	週1回
浮棧橋	連絡橋(ローラー、ジョイント等)の状況 鋼管杭、クリートの状況	
野積場	舗装の不陸状況 側溝等排水施設の状況 側溝のグレーチング蓋、コンクリート蓋の損傷の有無	
上屋等建築物	基礎の沈下、隆起、亀裂、その他損傷の有無 屋根ふき材等の変形、腐食の有無 雨樋、支持金物等のぐらつきの有無 外壁・内壁の亀裂、浮き、はく離等の有無 扉の開閉時のがたつき、異音の有無 扉の施錠・解錠時の不具合の有無 シャッターの作動状況 窓ガラスのき裂その他損傷の有無 窓枠やシーリング材等の腐食、き裂、硬化など劣化の有無 照明器具の作動、点灯状況 換気扇の作動状況 蛍光灯等の球切れ、ちらつきの有無 コンセントの損傷、変形、腐食の有無 消火栓箱の損傷、変形、腐食の有無 防潮板の変形、亀裂、損傷、腐食の有無 側溝等排水施設の状況 側溝のグレーチング蓋、コンクリート蓋の損傷の有無 植栽・植え込みの状況	
臨港道路	舗装の不陸状況 側溝等排水施設の状況 側溝のグレーチング蓋、コンクリート蓋の損傷の有無	
高島18-1号地内	障壁(フェンス)、カメラポール、照明ポールの損傷の有無 扉(出入口ゲート)の開閉時のがたつき、異音の有無	

審 査 基 準

No. 1

法 令 の 名 称	岡山県港湾施設管理及び利用条例
申 請 の 概 要	港湾施設での禁止行為の許可 (係留施設に直接又は近接して、船舶の係留に支障のあるいかだその他の物件に係留することの許可)
根 拠 条 文	第5条第1項第1号
審 査 の 基 準	当該許可を受けるためには、次の1の基準のいずれかに該当するもので、2の基準をすべて満たす必要があります。 記 1の基準 (1) 人命救助、海難防止、災害救援その他の緊急避難のため、やむを得ず係留する場合。 (2) 国又は地方公共団体等が公用又は公共用に供する場合。 2の基準 (1) 必要最小限の期間であること。 (2) 十分な安全措置が講じられていること。
標 準 処 理 期 間	30日
申請書の提出先	
問い合わせ先	本庁 土木部港湾課港政班 電話086-226-7484

改正履歴 平成 8年 2月21日付けで設定(平成8年4月1日適用)
 平成17年 3月28日付け、港第310号により改正(平成17年4月1日適用)
 平成20年 3月11日付け、港第153号により改正(平成20年4月1日適用)

審 査 基 準

No. 2

法 令 の 名 称	岡山県港湾施設管理及び利用条例
申 請 の 概 要	港湾施設での禁止行為の例外の許可 (係留施設に爆発物その他の危険物(港則法施行規則第12条に規定する告示に定めるもの)を積載した船舶に係留することの許可)
根 拠 条 文	第5条第1項第2号
審 査 の 基 準	当該許可を受けるためには、次の1の基準のいずれかに該当するもので、2の基準をすべて満たす必要があります。 記 1の基準 (1) 人命救助、海難防止、災害救援その他の緊急避難のため、やむを得ず係留する場合。 (2) 国又は地方公共団体等が公用又は公共用に供する場合。 (3) 当該船舶の係留について、他の港湾利用者並びに周辺土地の居住者及び事業者に対し、支障がないと判断しうる場合。 2の基準 (1) 岡山県港湾施設管理及び利用条例第7条第2項に基づき知事が指定した施設にあっては同項に基づく使用許可を受ける見込みがあること。 (2) 必要最小限の期間であること。
標 準 処 理 期 間	30日
申請書の提出先	
問い合わせ先	本庁 土木部港湾課港政班 電話086-226-7484

改正履歴 平成 8年 2月21日付けで設定(平成8年4月1日適用)
 平成17年 3月28日付け、港第310号により改正(平成17年4月1日適用)
 平成20年 3月11日付け、港第153号により改正(平成20年4月1日適用)

審 査 基 準

No. 4

法 令 の 名 称	岡山県港湾施設管理及び利用条例
申 請 の 概 要	港湾施設での禁止行為の例外の許可 (係留施設において、ごみ、汚物、腐敗物、悪臭を発するものその他衛生上有害と認められるもの又は岡山県港湾施設管理及び利用条例第5条第1項第2号に定める危険物の荷役をすることの許可)
根 拠 条 文	第5条第1項第6号
審 査 の 基 準	当該許可を受けるためには、次の1の基準のいずれかに該当するもので、2の基準をすべて満たす必要があります。 記 1の基準 (1) 人命救助、海難防止、災害救援その他の緊急避難のため、やむを得ず荷役する場合。 (2) 国又は地方公共団体等が公用又は公共用に供する場合。 (3) 当該荷役について、他の港湾利用者並びに周辺土地の居住者及び事業者に対し、支障がないと判断しうる場合。 2の基準 (1) 岡山県港湾施設管理及び利用条例（以下「条例」という。）第7条第2項に基づき知事が指定した施設にあっては同項に基づく使用許可を受ける見込みがあること。 (2) 危険物の荷役にあつては、船舶について条例第5条第1項第2号の許可を受ける見込みがあること。 (3) 荷役される物件が、コンテナ等の堅固な容器に密封されるなど、港湾施設及びその周辺に影響を及ぼさないことが明らかにされているものであること。 (4) 必要最小限の期間であること。 (5) 港湾施設における荷役及び輸送の方法に十分な安全措置が講じられていること。
標 準 処 理 期 間	30日
申請書の提出先	
問 い 合 わ せ 先	本庁 土木部港湾課港政班 電話086-226-7484

改正履歴 平成 8年 2月21日付けで設定（平成8年4月1日適用）
 平成17年 3月28日付け、港第310号により改正（平成17年4月1日適用）
 平成20年 3月11日付け、港第153号により改正（平成20年4月1日適用）

審 査 基 準

No. 5

法 令 の 名 称	岡山県港湾施設管理及び利用条例
申 請 の 概 要	港湾施設での禁止行為の例外の許可 (野積場に岡山県港湾施設管理及び利用条例第5条第1項第6号の物品を置くことの許可)
根 拠 条 文	第5条第1項第7号
審 査 の 基 準	当該許可を受けるためには、次の1の基準のいずれかに該当するもので、2の基準をすべて満たす必要があります。 記 1の基準 (1) 人命救助、海難防止、災害救援その他の緊急避難のため、やむを得ず荷役する場合。 (2) 国又は地方公共団体等が公用又は公共用に供する場合。 (3) 他の港湾利用者並びに周辺土地の居住者及び事業者に対し、蔵置に支障がないと判断しうる場合。 2の基準 (1) 岡山県港湾施設管理及び利用条例第7条第2項に基づき知事が指定する施設にあっては同項に基づく使用許可を受ける見込みがあること。 (2) 蔵置される貨物が、コンテナ等の堅固な容器に密封されるなど、港湾施設及びその周辺に影響を及ぼさないことが明らかにされているものであること。 (3) 必要最小限の期間であること。 (4) 港湾施設における荷役及び輸送の方法に十分な安全措置が講じられていること。
標 準 処 理 期 間	30日
申請書の提出先	
問 い 合 わ せ 先	本庁 土木部港湾課港政班 電話086-226-7484

改正履歴

平成 8年 2月21日付けで設定(平成8年4月1日適用)
 平成17年 3月28日付け、港第310号により改正(平成17年4月1日適用)
 平成20年 3月11日付け、港第153号により改正(平成20年4月1日適用)
 平成29年 3月29日付け、港第245号により改正(平成29年4月1日適用)

審 査 基 準

No. 7

法 令 の 名 称	岡山県港湾施設管理及び利用条例
申 請 の 概 要	港湾施設の占用及び占用の変更許可
根 拠 条 文	第7条第1項
審 査 の 基 準	当該許可を受けるためには、次の基準をすべて満たす必要があります。 記 1 港湾の開発又は利用に資するものであること。 2 港湾施設の目的及び用途を妨げないこと。 3 占用物件の規模及び占用面積が、占用目的に照らし、必要最小限のものであること。 4 港湾の保全に著しく支障を与えないものであること。 5 港湾計画の遂行を著しく阻害しないものであること。 6 港湾施設を原状に回復することが困難でないこと。 7 設置に係る工作物が港湾施設の管理上安全な構造であること。 8 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。 9 付近の通行又は航行等に支障のないこと。 10 港湾施設及びその周辺の環境を悪化させるおそれがないこと。 11 当該占用について国有港湾施設管理委託契約に基づく国の承認が必要である場合は、当該承認が得られるものであること。
標 準 処 理 期 間	30日
申請書の提出先	
問い合わせ先	本庁 土木部港湾課港政班 電話086-226-7484

改正履歴 平成 8年 2月21日付けで設定（平成8年4月1日適用）
 平成16年 7月 2日付けで改正（平成16年7月2日適用）
 平成17年 3月28日付け、港第310号により改正（平成17年4月1日適用）
 平成20年 3月11日付け、港第153号により改正（平成20年4月1日適用）

審 査 基 準

No. 8

法 令 の 名 称	岡山県港湾施設管理及び利用条例
申 請 の 概 要	係留施設（小型船舶係留施設を除く。）の使用許可及び使用期間の伸長の許可
根 拠 条 文	第7条第2項
審 査 の 基 準	当該許可を受けるためには、次の基準をすべて満たす必要があります。ただし、災害その他の緊急時においては、次の基準によらない場合があります。 記 1 岡山県港湾施設管理及び利用条例第5条第1項第2号、第3号又は第6号に規定する行為（同条第1項ただし書の規定により知事の許可を受けたものを除く。）を伴う使用ではないこと。 2 他の船舶の航行に支障のないこと。 3 係留施設及びその周辺の環境を悪化させるおそれがないこと。 4 係留施設及び水域施設の能力に照らし、適切であること。 5 対象船舶の種類を定めた係留施設にあっては、その定めに照らし適切であること。 6 荷役を行おうとする場合にあっては、荷役される品目が当該埠頭における取扱品目として適切であること。 7 港湾施設の保安の確保に支障がないと認められるものであること。 8 パース会議が設けられている施設にあっては、当該会議による調整結果と抵触しないものであること。
標 準 処 理 期 間	7 日
申請書の提出先	
問 い 合 わ せ 先	本庁 土木部港湾課港政班 電話 086-226-7484

改正履歴 平成 8 年 2 月 2 1 日付けで設定（平成 8 年 4 月 1 日適用）
 平成 1 6 年 6 月 2 9 日付けで改正（平成 1 6 年 7 月 1 日適用）
 平成 1 7 年 3 月 2 8 日付け、港第 3 1 0 号により改正（平成 1 7 年 4 月 1 日適用）
 平成 2 0 年 3 月 1 1 日付け、港第 1 5 3 号により改正（平成 2 0 年 4 月 1 日適用）

審 査 基 準

No. 10

法 令 の 名 称	岡山県港湾施設管理及び利用条例
申 請 の 概 要	野積場の使用許可及び使用期間の伸長の許可
根 拠 条 文	第7条第2項
審 査 の 基 準	当該許可を受けるためには、次の基準をすべて満たす必要があります。ただし、災害その他の緊急時においては、次の基準によらない場合があります。 記 1 岡山県港湾施設管理及び利用条例（以下「条例」という。）第5条第1項第7号又は第8号に規定する行為（同条第1項ただし書の規定により知事の許可を受けたものを除く。）を伴う使用ではないこと。 2 港湾施設及びその周辺の環境を著しく悪化させるおそれがないこと。 3 野積場の能力に照らし、適切であること。 4 取扱品目を定め、又は条例第6条第1項の規定により利用を制限した野積場にあつては、その定め又は制限に照らし適切であること。 5 港湾施設の保安の確保に支障がないと認められるものであること。 6 野積場の有効な利用を妨げない利用方法であること。
標 準 処 理 期 間	7日
申請書の提出先	
問い合わせ先	本庁 土木部港湾課港政班 電話086-226-7484

改正履歴 平成 8年 2月21日付けで設定（平成8年4月1日適用）
 平成16年 6月29日付けで改正（平成16年7月1日適用）
 平成17年 3月28日付け、港第310号により改正（平成17年4月1日適用）
 平成20年 3月11日付け、港第153号により改正（平成20年4月1日適用）

審 査 基 準

No. 1 1

法 令 の 名 称	岡山県港湾施設管理及び利用条例
申 請 の 概 要	港湾施設用地の使用許可又は使用期間の伸長の許可
根 拠 条 文	第 7 条 第 2 項
審 査 の 基 準	当該許可を受けるためには、次の基準を全て満たす必要があります。ただし、記の 6 及び 7 は、船舶保管施設として使用する際にのみ適用します。 記 1 当該施設の用途どおり使用するものであること。 2 使用する蔵置物件が、施設の保管能力に応じたものであること。 3 港湾施設の保安の確保に支障がないと認められるものであること。 4 港湾施設用地の有効な利用を妨げない範囲の利用であること。 5 保管業を営む目的で使用するものでないこと。 6 船舶の陸揚げを、支障なく行い得る手段を自ら有していること。 7 船舶の陸揚げの手段が適切であること。
標 準 処 理 期 間	7 日
申請書の提出先	
問い合わせ先	本庁 土木部港湾課港政班 電話 0 8 6 - 2 2 6 - 7 4 8 4

改正履歴 平成 1 7 年 3 月 1 8 日付け、港第 3 0 7 号により設定（平成 1 7 年 3 月 1 8 日適用）
 平成 1 7 年 3 月 2 8 日付け、港第 3 1 0 号により改正（平成 1 7 年 4 月 1 日適用）
 平成 2 0 年 3 月 1 1 日付け、港第 1 5 3 号により改正（平成 2 0 年 4 月 1 日適用）

審 査 基 準

No. 12

法 令 の 名 称	岡山県港湾施設管理及び利用条例
申 請 の 概 要	上屋（鉄鋼上屋及びくん蒸上屋を含む。）の使用許可及び使用期間の伸長の許可
根 拠 条 文	第7条第2項
審 査 の 基 準	当該許可を受けるためには、次の基準をすべて満たす必要があります。ただし、災害その他の緊急時においては、次の基準によらない場合があります。 記 1 港湾施設の安全性が確保されるものであること。 2 港湾施設及びその周辺の環境を著しく悪化させるおそれがないこと。 3 耐荷重等上屋の能力に照らし、適切であること。 4 取扱貨物の種類を定めた上屋にあっては、その定めに照らし適切であること。 5 港湾施設の保安の確保に支障がないと認められるものであること。 6 上屋の有効な利用を妨げない利用方法であること。
標 準 処 理 期 間	7日
申請書の提出先	
問い合わせ先	本庁 土木部港湾課港政班 電話086-226-7484

改正履歴 平成 8 年 2月21日付けで設定（平成8年4月1日適用）
 平成16年 6月29日付けで改正（平成16年7月1日適用）
 平成17年 3月28日付け、港第310号により改正（平成17年4月1日適用）
 平成20年 3月11日付け、港第153号により改正（平成20年4月1日適用）

審 査 基 準

No. 1 5

法 令 の 名 称	岡山県港湾施設管理及び利用条例
申 請 の 概 要	港湾施設の占用許可を受けた権利を担保に供する許可、譲渡する許可
根 拠 条 文	第12条ただし書
審 査 の 基 準	当該許可を受けるためには、次の基準をすべて満たす必要があります。 記 1 譲渡を受けようとする者又は担保を徴しようとする者が、岡山県港湾施設管理及び利用条例第7条第1項に基づく許可申請の審査基準に定める資格要件並びに既往の許可条件及び関係法令に基づく資格要件を満たしていること。 2 許可を受けた権利を担保に供し、又は譲渡することにつき、やむを得ない理由があること。 3 許可を受けた権利を担保に供し、又は譲渡することにより、既往の許可を受けた者が利得を得ないこと。 4 譲渡又は担保権の実行の前後において、権利の目的等、権利の同一性が確保される見込みであること。 5 譲渡を受けようとする者又は担保を徴しようとする者が、譲受後又は担保権の実行後に自ら権利を行使しようとするものであること。 6 岡山県港湾施設管理及び利用条例第7条第1項の審査基準を満たすものであること。
標 準 処 理 期 間	30日
申請書の提出先	
問い合わせ先	本庁 土木部港湾課港政班 電話086-226-7484

改正履歴 平成 8年 2月21日付けで設定（平成 8年4月1日適用）
 平成16年 3月23日付けで改正（平成16年4月1日適用）
 平成17年 3月28日付け、港第310号により改正（平成17年4月1日適用）
 平成20年 3月11日付け、港第153号により改正（平成20年4月1日適用）
 平成29年 3月29日付け、港第245号により改正（平成29年4月1日適用）

審 査 基 準

No. 16

法 令 の 名 称	岡山県港湾施設管理及び利用条例
申 請 の 概 要	港湾施設の占用期間満了時における原状回復義務の免除の認定
根 拠 条 文	第14条
審 査 の 基 準	当該認定を受けるためには、次の基準をすべて満たす必要があります。 記 1 現状のままでも、将来にわたって港湾施設の機能及び安全に支障がないこと。 2 現状のままでも港湾計画の遂行を阻害しないこと。 3 許可占用物件の所有権を放棄すること。
標 準 処 理 期 間	30日
申請書の提出先	
問い合わせ先	本庁 土木部港湾課港政班 電話086-226-7484

改正履歴 平成 8年 2月21日付けで設定（平成8年4月1日適用）
 平成17年 3月28日付け、港第310号により改正（平成17年4月1日適用）
 平成20年 3月11日付け、港第153号により改正（平成20年4月1日適用）
 平成29年 3月29日付け、港第245号により改正（平成29年4月1日適用）

不 利 益 処 分 基 準

No. 1

法 令 の 名 称	岡山県港湾施設管理及び利用条例
処 分 の 概 要	港湾施設の使用の禁止等の命令
根 拠 条 文	第6条
審 査 の 基 準	当該処分については、岡山県港湾施設管理及び利用条例第6条の規定により判断します。
問 い 合 わ せ 先	本庁 土木部港湾課港政班 電話086-226-7484

改正履歴 平成 8 年 2 月 2 1 日付けで設定（平成8年4月1日適用）
 平成20年 3 月 1 1 日付け、港第153号により改正（平成20年4月1日適用）

不 利 益 処 分 基 準

No. 2

法 令 の 名 称	岡山県港湾施設管理及び利用条例
処 分 の 概 要	港湾施設の占用許可、使用許可の取消等
根 拠 条 文	第13条
審 査 の 基 準	当該処分については、岡山県港湾施設管理及び利用条例第13条各号の規定により判断します。
問 い 合 わ せ 先	本庁 土木部港湾課港政班 電話０８６－２２６－７４８４

改正履歴 平成 ８年 ２月２１日付けで設定（平成８年４月１日適用）
 平成２０年 ３月１１日付け、港第１５３号により改正（平成２０年４月１日適用）

岡山港福島・高島地区野積場の使用に係る処理要領

1 趣旨

この要領は、岡山港福島・高島地区野積場について、その使用を希望する者の選考基準及び使用方法に関する基準等を定めることにより、施設使用の公平性及び効率性を確保することを目的とする。

2 対象施設及び使用に供する条件

(1) 野積場の位置及び標準取扱品目は、別紙1(1)及び(2)に示すとおりとする。

(2) 使用の単位

別紙1(1)及び(2)に示す各番号の野積場の一部を使用しようとする場合において、同一区画内の他の区域の使用を阻害しないよう使用範囲を設定するものとする。

(3) 使用期間

原則として1か月以内とする。

3 使用者の要件

野積場を使用する者は、次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- ① 上記2に掲げる条件を遵守する者
- ② 岡山県港湾施設管理及び利用条例の規定及び許可条件を遵守する者
- ③ 法人又は個人であって、自己の業務のために使用する者

4 一般的遵守事項

野積場を使用する者は、次の各号に掲げる条件を遵守しなければならない。

- ① 貨物又は荷役品が飛散する物はその飛散防止措置を講じ、周囲の環境に影響を及ぼさないよう十分な対策を講じること。
- ② 使用に伴って側溝、臨港道路又はエプロン（物揚場又は岸壁）等の港湾施設を汚したときは清掃を行うこと。
- ③ 荷役等の作業の際には、常に危険防止に努め、危険防止策を講じること。
- ④ エプロン（物揚場又は岸壁）に荷役品を停滞させるなど、他の利用者の支障となるような使用方法はとらないこと。
- ⑤ 港湾施設又は第三者に損害を与えたときは、許可を受けた者の負担と責任において、原形復旧及び損害の賠償を完全に行うこと。
- ⑥ 許可を受けた内容について、いかなる権利も第三者に生じさせないこと。
- ⑦ 許可を受けた貨物又は荷役品以外は取り扱わないこと。
- ⑧ 使用期間が終了したときは、原形に復旧して指定管理者の検査を受けること。

5 使用申請の手順

使用申請の手順は、別紙2に示すとおりとする。

6 許可の取消

次の各号に掲げる場合においては、使用許可を取り消すことがある。

- ① 許可申請書に虚偽の記載があったとき。
- ② 岡山県港湾施設管理及び利用条例又は許可条件に違反したとき。
- ③ 港湾施設の保全若しくはその機能の確保又は港湾の荷役能力低下防止のため必要があると認めるとき。

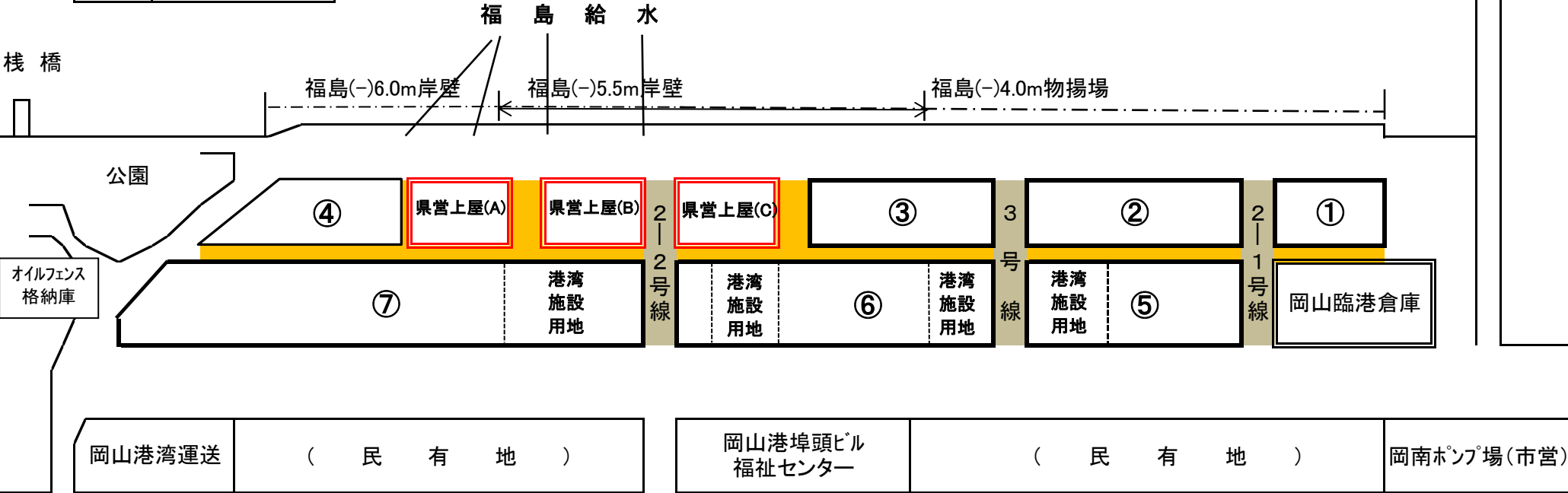
福島地区野積場等位置図

野積場等取扱品目

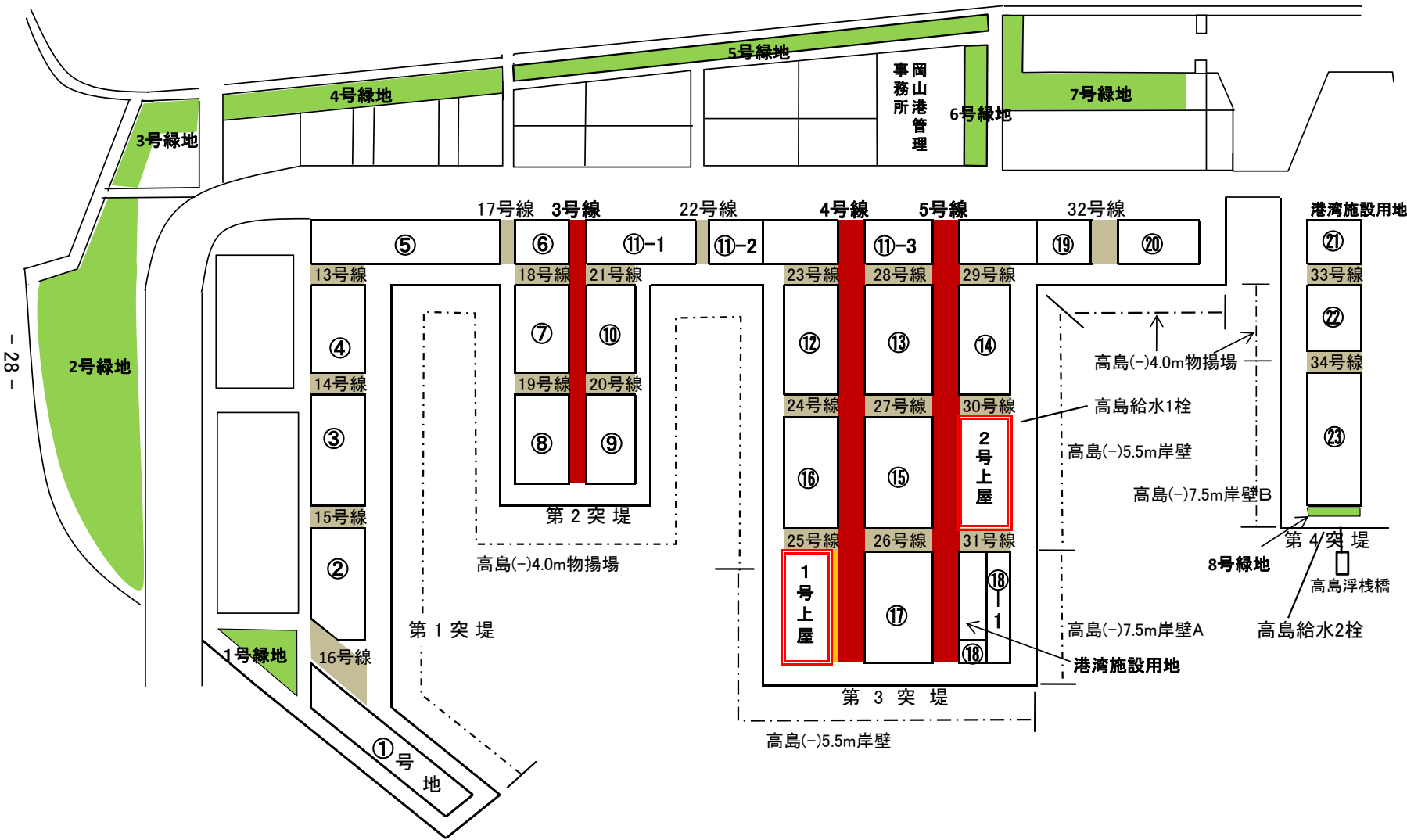
番号	標準取扱品目
①	金属くず
②	砂利・砂
③	その他製造工業品
④	石炭、コークス、鉄鋼
⑤	砂利・砂
⑥	砂利・砂
⑦	石炭、コークス、鉄鋼
耐震①	鋼材
耐震②	鋼材
耐震③	鋼材

なお、港湾施設用地分は車両
なお、港湾施設用地分は構築物占用許可
なお、港湾施設用地分は構築物占用許可
地震等緊急時には、防災拠点として使用

福島(-)5.5m耐震岸壁
※地震等緊急時には、
防災拠点として使用



高島地区野積場等位置図



野積場等取扱品目	
番号	標準取扱品目
①	砂利・砂
②	金属くず、再利用資材
③	砂利・砂
④	砂利・砂
⑤	石材
⑥	砂利・砂
⑦	砂利・砂
⑧	砂利・砂
⑨	砂利・砂
⑩	砂利・砂
⑪-1	鋼材
⑪-2	鋼材
⑪-3	鋼材
⑫	砂利・砂、鋼材
⑬	鋼材、金属くず
⑭	金属くず
⑮	製材
⑯	鋼材、再利用資材
⑰	製材
⑱	製材
〃	製材(港湾施設用地)
⑱-1	鋼材
⑲	砂利・砂、鋼材
⑳	砂利・砂
㉑	船舶(港湾施設用地)
㉒	鋼材
㉓	鋼材

⑱の一部、㉑は港湾施設用地

第1突堤及び第2突堤は
土砂等の取扱いが可能

使用申請の手順

1 受付の方法

- (1) 取扱品目に適合した野積場が現に使用されていない場合、指定管理者は随時使用許可申請書を受け付ける。
- (2) 許可を受けて使用されている野積場の使用許可申請書は受け付けない。

2 継続使用を希望する場合

- (1) 許可を受けて使用している施設の継続使用を希望する場合、許可期間が満了する日の1か月前以降10日前までに、当該施設の使用許可申請書を提出するものとする。
- (2) (1)の期間内に使用許可申請のなかった場合は、継続使用の意思がないものとみなす。

3 受付時間、場所

- (1) 受付時間：土・日曜日、国民の祝日及びその他の勤務を要さない日を除く日の
8：30から17：00まで
- (2) 受付場所：指定管理者が当該業務に当たる事務所

(別紙) 包括協定における賃金・物価スライドの規定内容

1 算定の基礎金額

(令和 年度～令和 年度) ※年度ごとに異なる場合は、年度ごとに作成

	費目	金額 (円)	内訳
人件費	正規職員賃金	「管理運営業務に係る収支予算書」 申請時に提出する に基づき設定	○円×○人＝ ○円×○人＝
	非正規職員賃金		○円×○人＝ ○円×○人＝
	法定福利費		上記計×○％
	〇〇費		
	合計		
物件費	××委託費		
	電気代		
	〇〇費		
	合計		

2 増減率

	参照指標	増減率
人件費	100 に、令和 7 年度から各年度までにおけるそれぞれの月例給改定率(※ 1)に 1 を加えた数を乗じて算定した数値	左記数値－100 (％) ※小数点以下第 2 位を四捨五入
物件費	令和 6 年度の消費者物価指数(※ 2)を 100 とした場合の、各年度の前年度の 1 0 月から各年度の 9 月までの 1 年間の平均値	・ 左記数値が 97 未満の場合 左記数値－100＋3 (％) ・ 左記数値が 103 超の場合 左記数値－100－3 (％) ※小数点以下第 2 位を四捨五入

※ 1 岡山県人事委員会が年度ごとに示す職員の給与等に関する報告及び勧告の概要（これに相当するものを含む。）における月例給の改定率

※ 2 総務省において作成する消費者物価指数のうち岡山市のもの（基準品目は総合に限る。）

3 増減額の算定方法

	算定方法	備考
人件費	以下①②のうち低い額 ①増減額算定の基礎金額合計に増減率を乗じて得た金額 ②指定管理者が令和 7 年度以降に実施したベースアップによる影響額（原則、増減額算定の基礎金額に、想定した人員ごとのベースアップ率を乗じて得た金額とする。）	・増額の申し出にあたっては、②の額について、算定方法や根拠資料を示すこと。 ・端数処理
物件費	増減額算定の基礎金額合計に適用増減率を乗じて得た金額	・端数処理